

西条市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱

令和 7 年 7 月 4 日

(要) 告示第 83 号

西条市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱（平成 23 年(要)告示第 22 号）の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この告示は、木造住宅の耐震改修等の促進に努め、地震に対する住宅の安全性の向上を図り、大地震発生時における住宅の倒壊等の被害から人命を守るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号）に基づき、西条市の区域内に存する木造住宅の耐震改修、耐風改修及び耐震シェルター設置に要する経費に対し、予算の範囲内において、西条市木造住宅耐震改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、関係法令及び西条市補助金等交付規則（平成 16 年西条市規則第 40 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震改修設計事務所 愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱（平成 16 年 7 月制定）に基づき登録された建築士事務所をいう。
- (2) 耐震改修工事業者 愛媛県木造住宅耐震改修事業者登録制度要綱（平成 26 年 7 月制定）に基づき登録された事業者で、本市に本店、支店等の事業所を有し、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する建設業の許可を受けているもの（同項ただし書に規定する軽微な工事のみを請け負うことを営業とする者を除く。）をいう。
- (3) 耐震診断 愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法若しくは精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、耐震改修設計事務所が実施する耐震診断をいう。
- (4) 耐風診断 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件の一部を改正する件（令和 2 年国土交通省告示第 1435 号）により改正された建築基準法施行令の規定に基づく屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法（昭和 46 年建設省告示第 109 号。以下「告示基準」という。）への適合性を、2021 年改訂版瓦屋根標準設計・施工ガイドラインに基づき、建築士、瓦屋根診断技師、かわらぶき技能士、瓦屋根工事技師等が判定する瓦屋根の耐風診断をいう。
- (5) 耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事の

設計図書（改修前後の耐震診断結果、計画書及び積算見積書を含む。）の作成で、耐震改修設計事務所が行うものをいう。

(6) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事で、耐震改修工事業者が行うものをいう。

(7) 耐風改修工事 告示基準に適合しない瓦屋根に対して、地震・強風に対する安全性の向上を目的として実施する葺き替え工事で、耐震改修工事業者が行うものをいう。

(8) 耐震シェルター設置工事 地震に対する住宅の倒壊から生命を守ることを目的として実施する耐震シェルター設置工事をいう。

(9) 耐震改修工事等 耐震改修工事、耐風改修工事及び耐震シェルター設置工事をいう。

(10) 耐震改修工事監理 耐震改修工事の監理並びにその中間及び完了の報告図書（工事状況、写真及び耐震改修工事後の耐震診断を含む。）の作成で、耐震改修設計事務所が行うものをいう。

(11) 耐風改修工事監理 耐風改修工事の監理並びにその中間及び完了の報告図書（工事状況、写真）の作成で、耐震改修設計事務所が行うものをいう。

(12) 既存木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅については、住宅以外の用途の床面積が過半でないものに限る。）で地上階数が2階以下で延べ面積が500平方メートル以下のものをいう。ただし、枠組み壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築されたものを除く。

（補助事業者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 西条市内の既存木造住宅の所有者（当該所有者と親子関係にある者その他当該既存木造住宅に関係がある者として市長が特に認める者を含む。以下同じ。）であること。

(2) 補助事業者が属する世帯の全員が市税を滞納していない者であること。

(3) 補助事業者が属する世帯の全員が西条市暴力団排除条例（平成23年西条市条例第20号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等並びにこれらに関係する者でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者が行う市内の既存木造住宅の耐震改修設計及び耐震改修工事等であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 耐震改修設計にあつては、耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値（以

下「総合評点」という。)が1.0未満と診断された既存木造住宅に係る耐震改修設計で、愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法若しくは精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)に基づき診断した結果、改修後の総合評点が1.0以上となるものであって、愛媛県耐震改修促進連絡協議会が設置する評価委員会(以下「評価委員会」という。)にて耐震改修計画の評価を受けたもの

(2) 耐震改修工事にあつては、この告示の規定による耐震改修設計に基づいて行う既存木造住宅に係る耐震改修工事で、次のアからウまでに掲げるもの

ア 愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法若しくは精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)に基づき診断した結果、改修後の総合評点が1.0以上となるものであって、評価委員会にて耐震改修計画の評価を受けたもの

イ 耐震改修設計事務所により耐震改修工事監理がされるもの

ウ 耐震改修工事を行った後も居住の用に供されるもの

(3) 耐風改修工事にあつては、前号の耐震改修工事と併せて実施する耐風改修工事で、次のアからエまでに掲げるもの

ア 屋根ふき材の脱落防止対策を推進する区域として、愛媛県耐震改修促進計画又は西条市耐震改修促進計画に位置付けられた区域に存するもの

イ 耐風診断の結果、耐震性・耐風性を確保するためには改修の実施が望ましいと判定された告示基準に適合しない瓦屋根に対して、葺き替えの結果、建築基準法(昭和25年法律第201号)に適合する屋根構造となるもの

ウ 耐震改修設計事務所により工事監理がされるもの

エ 耐風改修工事を行った後も居住の用に供されるもの

(4) 耐震シェルター設置工事にあつては、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と診断された既存木造住宅に係る耐震シェルター設置工事で、次のア及びイに掲げるもの

ア 大地震時に住宅の倒壊から生命を守るため、公的機関等により安全性の評価を受けたもの、構造計算により安全性が確かめられたもの又は愛媛県知事が認めるものを設置するもの

イ 耐震シェルター設置工事を行った後も居住の用に供されるもの

(5) 補助金の交付の対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事等の実施に伴い、法令違反が是正されることとなる既存木造住宅については、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事

業者が行う補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。ただし、耐風改修工事にあつては、2万4,000円に屋根面積（㎡）を乗じた額を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が行う耐震改修工事等のうち、耐震補強に明らかに関係しない部分があるときは、当該部分に係る経費は、補助対象経費としない。

（補助金の額）

第6条 耐震改修設計に係る補助金の額は、耐震改修設計に係る補助対象経費の5分の4以内の額とし、20万円を限度とする。

- 2 耐震改修工事に係る補助金の額は、耐震改修工事に係る補助対象経費の5分の4以内の額とし、115万円を限度とする。

- 3 耐風改修工事に係る補助金の額は、耐風改修工事に係る補助対象経費の100分の23以内の額とし、55万2,000円を限度とする。

- 4 耐震シェルター設置工事に係る補助金の額は、耐震シェルター設置工事に係る補助対象経費以内の額とし、40万円を限度とする。

- 5 前各項の規定により算出された補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助対象事業の申込み）

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業に着手する前に、西条市木造住宅耐震改修事業補助金申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図、配置図、平面図等（現況を示したもの）
- (2) 耐震診断結果報告書（写し）
- (3) 耐震改修設計見積内訳書
- (4) 占有者等の同意書（様式第2号）（占有者等と所有者が異なる場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助対象事業の内定）

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあつたときは、その内容を審査し、補助対象事業として内定するときは、西条市木造住宅耐震改修事業補助金内定通知書（様式第3号）により、内定しないときは西条市木造住宅耐震改修事業補助金申込却下通知書（様式第4号）によりその旨を前条の補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の内定を行うに当たり、必要な条件を付することができる。

（補助内定事業の変更等申請）

第9条 前条第1項の規定により内定の通知を受けた補助事業者（以下「補助内定事業者」という。）は、当該内定を受けた補助対象事業（以下「補助内定事業」という。）について、内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ西条市木造住

宅耐震改修事業内定変更等申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、西条市木造住宅耐震改修事業内定変更等承認通知書（様式第 6 号）により補助内定事業者へ通知するものとする。

（内定の取消し）

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、内定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）補助内定事業者が、前条第 2 項の承認を受けずに補助内定事業の内容を変更し、又は中止したとき。

（2）耐震診断の結果、総合評点が 1.0 以上であることが明らかになったとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、西条市木造住宅耐震改修事業内定取消通知書（様式第 7 号）により補助内定事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第 11 条 補助内定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、耐震改修工事等の事業着手までに、西条市木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書（様式第 8 号）に、次の各号に掲げる申請に係る事業の区分に応じて、当該各号に定める書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）耐震改修設計 次のアからカまでに掲げる書類

ア 耐震改修計画書

イ 木造住宅改修耐震診断結果報告書（写し）

ウ 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書（写し）

エ 耐震改修設計図書（写し）

オ 耐震改修設計委託契約書（写し）

カ 木造住宅耐震診断結果報告書（写し）

（2）耐震改修工事 次のアからクまでに掲げる書類。ただし、前号に定める書類を一の申請において提出する場合に限り、同号の書類と重複する書類を省略することができる。

ア 木造住宅耐震診断結果報告書（写し）

イ 耐震改修計画書

ウ 木造住宅改修耐震診断結果報告書（写し）

エ 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書（写し）

オ 耐震改修設計図書（写し）

カ 耐震改修工事費見積内訳書

キ 工事監理見積内訳書

ク 占有者等の同意書（所有者と占有者が異なる場合に限る。）

（3）耐風改修工事 次のアからエまでに掲げる書類

- ア 耐風診断調査票（様式第 9 号）
- イ 事業実施計画書（様式第 10 号）
- ウ 耐風改修設計図書（写し）
- エ 耐風改修工事費見積内訳書

(4) 耐震シェルター設置工事 次のアからオまでに掲げる書類。ただし、第 1 号に定める書類を一の申請において提出する場合に限り、同号の書類と重複する書類を省略することができる。

- ア 木造住宅耐震診断結果報告書（写し）
- イ 耐震シェルター設置工事設計図書（工事内容が記載されたもの）
- ウ 設置する耐震シェルターについて、公的機関等により安全性等の評価若しくは選定を受けていることを証する書類又は安全性を確かめることができる構造計算書
- エ 耐震シェルター設置工事費見積内訳書
- オ 占有者等の同意書（所有者と占有者が異なる場合に限る。）

2 補助内定事業者は、補助金の受領を耐震改修設計若しくは耐震改修工事監理を行った耐震改修設計事務所又は耐震改修工事等を行った耐震改修工事業者に委任することができる。この場合において、補助内定事業者は、前項の申請書に代理受領予定届出書（様式第 11 号）を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第 12 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、西条市木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書（様式第 12 号）により、補助内定事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定を行うに当たり、必要な条件を付することができる。

（補助金の変更交付申請）

第 13 条 交付決定を受けた補助内定事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容を変更しようとするときは、西条市木造住宅耐震改修事業補助金変更交付申請書（様式第 13 号）に、変更内容が分かる書類を添えて市長に提出し、当該交付を受けようとする補助対象事業の着手までに、交付決定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更交付決定を行ったときは、西条市木造住宅耐震改修事業補助金変更交付決定通知書（様式第 14 号）により、補助内定事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の変更交付決定を行うに当たり、必要な条件を付することができる。

（補助対象事業の中止又は廃止）

第 14 条 交付決定事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ西条市木造住宅耐震改修事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第 1

5号)を市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第15条 交付決定事業者は、交付決定事業が完了したときは、速やかに西条市木造住宅耐震改修事業完了報告書(様式第16号)に次の各号に掲げる完了報告に係る事業の区分に応じて、当該各号に定める書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、第11条又は第13条の規定に基づき提出している書類に変更がないときは、重複する書類に限り提出を省略することができる。

(1) 耐震改修設計 次のアからカまでに掲げる書類

- ア 耐震改修計画書
- イ 木造住宅改修耐震診断結果報告書(写し)
- ウ 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書(写し)
- エ 耐震改修設計図書(写し)
- オ 耐震改修設計請負契約書(写し)
- カ 耐震改修設計代金領収書(写し)

(2) 耐震改修工事 次のアからクまでに掲げる書類

- ア 耐震改修計画書
- イ 耐震改修工事後の木造住宅改修耐震診断結果報告書(写し)
- ウ 耐震改修工事後の木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書(写し)
- エ 耐震改修工事竣工図(改修内容の記載されたもの)
- オ 耐震改修工事写真(耐震改修工事の内容が確認できるもの)
- カ 完了時における工事監理(設置完了)報告書(様式第17号)
- キ 耐震改修工事及び耐震改修工事監理請負契約書(写し)
- ク 耐震改修工事及び耐震改修工事監理代金領収書(写し)

(3) 耐風改修工事 次のアからオまでに掲げる書類

- ア 事業実施計画書
- イ 耐風改修工事竣工図(改修内容の記載されたもの)
- ウ 耐風改修工事写真(耐風改修工事の内容が確認できるもの)
- エ 耐風改修工事及び耐風改修工事監理請負契約書(写し)
- オ 耐風改修工事及び耐風改修工事監理代金領収書(写し)

(4) 耐震シェルター設置工事 次のアからオまでに掲げる書類

- ア 耐震シェルター設置工事竣工図(工事内容の記載されたもの)
- イ 耐震シェルター設置工事写真(工事内容が確認できるもの)
- ウ 完了時における工事監理(設置完了)報告書
- エ 耐震シェルター設置工事請負契約書(写し)
- オ 耐震シェルター設置工事代金領収書(写し)

- 2 交付決定事業者が、補助金の受領を耐震改修設計事務所又は耐震改修工事業者に委任する場合は、前項第1号カ、第2号ク、第3号オ又は第4号オに規定する書類に替えて、耐震改修設計又は耐震改修工事等に係る請求書（写し）及び当該請求書の金額から補助金の額を差し引いた金額の領収書（写し）を添付しなければならない。

（検査等）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、職員に書類を検査させ、又は事業の執行について、現地を検査させることができる。

（完了期日変更）

第17条 交付決定事業者は、交付決定を受けた完了期日内に、交付決定事業を完了することができないときは、市長が別に定める期日までに、西条市木造住宅耐震改修事業完了期日変更申請書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、西条市木造住宅耐震改修事業完了期日変更承認通知書（様式第19号）により承認するものとする。

- 3 市長は、承認に際し、必要な条件を付することができる。

（補助金の交付請求及び交付）

第18条 交付決定事業者は、交付決定事業が完了したときは、西条市木造住宅耐震改修事業補助金交付請求書（様式第20号）により市長に補助金を請求することができる。

- 2 交付決定事業者（第11条第2項の規定による届出を行った者に限る。）が、前項の規定による補助金の交付請求をするに当たり、その補助金の受領を耐震改修設計事務所又は耐震改修工事業者に委任する場合は、前項の請求書に、補助金の代理受領に係る委任状（様式第21号）を添付しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による請求があった場合は、速やかにその内容を審査し必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

- 4 市長は、前項の規定による補助金の交付完了後、第2項の規定により補助金の受領を委任した場合に限り、西条市木造住宅耐震改修事業補助金交付完了通知書（様式第22号）により、交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第19条 市長は、規則第14条又は第15条の規定による取消しをしたときは、西条市木造住宅耐震改修事業補助金交付決定取消通知書（様式第23号）により当該交付決定事業者に通知するものとする。

（適用除外）

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する既存木造住宅の耐震改修設計及び耐震改修工事等に係る補助金は、交付しない。

(1) 過去にこの告示の規定による補助金の交付の対象となった既存木造住宅（補助対象事業の異なるものを除く。）

(2) 耐震改修設計又は耐震改修工事等に係る経費について、他の補助金制度による補助金その他これに準ずるものの交付の対象となった既存木造住宅又は交付の対象となる予定の既存木造住宅

（調査等）

第21条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、交付決定事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は職員に必要な調査若しくは現地検査をさせることができるものとする。この場合において、交付決定事業者は、この調査等に協力しなければならない。

（関係書類の保存）

第22条 交付決定事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、交付決定事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保存しなければならない。

（その他）

第23条 この告示に定めるもののほか、補助金の申請等に係る事業の執行に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年7月4日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の西条市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱の規定により交付決定のあった補助金については、この告示による改正後の西条市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。